

国総建第192号

平成15年10月2日

(社)日本土木工業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設



### 建設工事におけるレディーミクストコンクリートの品質確保について

建設工事における適正な施工の確保及び品質の確保については、これまでも機会あるごとに注意を喚起してきたところであるが、最近、コンクリート構造物の品質に影響を及ぼす加水の問題が発生したことにかんがみ、大臣官房技術調査課長より各地方整備局企画部長等に対し別添のとおり通知されたところである。

この旨御了知の上、建設工事現場におけるコンクリートの品質管理体制を整備するとともに、品質確保の重要性についての指導等に努めるよう貴会傘下建設業者に対して周知徹底されたい。

別添

国官技第185号  
平成15年10月2日

各地方整備局企画部長  
北海道開発局事業振興部長  
沖縄総合事務局開発建設部長 } あて

国土交通省 大臣官房 技術調査課長

### レディーミクストコンクリートの品質確保について

土木コンクリート構造物の品質に影響を及ぼす水分量の問題に対して、レディーミクストコンクリートの品質確保を図る観点から、下記のとおり対策を実施することとしたので通知する。

#### 記

1. コンクリートの品質確保のために、受注者に従来の品質管理基準に加えて、単位水量の測定を実施させることとする。
2. 受注者に、コンクリート施工時にポンプの筒先において選定したスランプの値を確保して施工させることとし、ポンプ圧送によるワーカビリティの経時変化を考慮して現場の荷卸し時点においてスランプ管理を行わせることとする。
3. 受注者の使用する生コンは「JISマーク表示認定工場」で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に合格した工場等）から選定する」こととしており、品質確保、資格運用を適切に行っている工場から選定することを基本とする。

国コ企第 3号  
平成15年10月2日

各地方整備局技術調整管理官  
北海道開発局技術管理課長  
沖縄総合事務局技術管理官 } あて

国土交通省 大臣官房  
技術調査課 建設コスト管理企画室長

「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について

「レディーミクストコンクリートの品質確保について」（平成15年10月2日付け  
国官技第185号、「以下、課長通知」という）の運用について定めたので、下記の通り  
取り扱われたい。

記

1. 課長通知を実施する対象工事は、当面の間、1日当たりコンクリートの使用量が  
100m<sup>3</sup>以上施工する工事を対象とする。
2. 課長通知1. に定める単位水量の測定は、次によるものとする。
  - (1) 受注者に単位水量を含む正確な配合設計書を確認させることとする。
  - (2) 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの  
場合は175kg/m<sup>3</sup>、40mmの場合は165kg/m<sup>3</sup>を基本とする。  
単位水量を減じることにより、施工性が低下する場合は、必要に応じて、支  
障のない量で高性能AE減水剤の使用を検討すること。
  - (3) 単位水量の測定は、2回/日（午前1回、午後1回）または構造物の重要度  
と工事の規模に応じて100m<sup>3</sup>～150m<sup>3</sup>ごとに1回、および荷卸し時に  
品質変化が認められた時に実施することとする。
  - (4) 現場で測定した単位水量の管理値は次の通りとして施工することとする。
    - 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>の範囲にある場合はその  
まま施工してよいものとする。
    - 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を越え±20kg/m<sup>3</sup>の範囲にあ  
る場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その  
運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>以内で安  
定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行うこととする。
    - 3) 配合設計±20kg/m<sup>3</sup>の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、  
持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなけ

ればならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計 $\pm 20 \text{ kg/m}^3$ 以内になることを確認する。

更に、配合設計 $\pm 15 \text{ kg/m}^3$ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行うこととする。

打設 $\leq$  (管理値=配合設計 $\pm 15$ ) <改善指示 $\leq$  (指示値=配合設計 $\pm 20$ ) <持ち帰り

<	指示値 -20	$\leq$	管理値 -15	$\leq$	配合設計値 $\pm 0$	$\leq$	管理値 +15	$\leq$	指示値 +20	<
持ち帰り 全車	改善 1/3台	改善 1/3台	打設	打設	打設	打設	打設	改善 1/3台	改善 1/3台	持ち帰り 全車

(5) 単位水量管理についての記録を書面と写真により提出させることとする。

3. 課長通知2. に定めるコンクリートのスランプ管理は次によるものとする。

- (1) スランプの測定は、2回/日(午前1回、午後1回)または構造物の重要度と工事の規模に応じて $100 \text{ m}^3 \sim 150 \text{ m}^3$ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時に実施することとする。
- (2) コンクリート打設時にポンプの筒先等の適切なワーカビリティを確保するため、場内運搬時のスランプロスを考慮してコンクリートのスランプを指定するものとする。
- (3) コンクリートポンプを用いる場合は、コンクリートのポンプ施工指針(土木学会)等の規定によることとし、コンクリート打込み地点とスランプ管理地点である荷卸し地点の差を見込むこととする。